

福祉いどばた部会

「障害者差別解消法 研修会」 ～職場や生活の中での、合理的配慮について～ (オンライン研修ご案内)

合理的配慮とは、障がい者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことです。

障がいのある方ご本人の心身の特徴や、目的や場面、その人を取り巻く環境によって、必要になる合理的配慮の内容や程度は異なってきます。また、配慮を行う行政機関や事業者の側にも人的・技術的・金銭的資源の限界があるため、過度な負担でない実現可能な配慮を検討していく必要があります。

そのため、障がいのある方の権利や意思を尊重しながら、具体的にどんな合理的配慮が必要かつ実現可能か、ご本人と周りの人たちが対話をしながら決めていくことが大切であると考えます。

今回は、講師に西村武彦弁護士をお迎えし、「障害者差別解消法」と「合理的配慮」についてのお話を基に、共に勉強し再確認が出来ればと思っています。

ご多忙とは思いますが、是非多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

日時：令和4年2月4日（金曜日）13：30～15：00（20名程の集合研修も同時開催）

① ZOOMにてオンライン ※1

② 小樽市役所別館3階第1委員会室にて、集合研修（定員20名）※2

参加費：無料

対象者：行政機関、相談、障がい福祉関係、児童（障がいのみ）、介護、医療関係、教育機関、ハローワーク、企業等（後志圏域の事業所等も含む）

内容：「障害者差別解消法と合理的配慮について」

講師

・ルピナス法律事務所

弁護士 西村武彦 氏

【申し込み方法】

以下のリンクかQRコードを利用し、ネット受付と致します。

<https://forms.gle/zm1QjcxYyt9vEnZK9>

R4年1月24日（月）迄に必要事項を記入し申し込みをお願い致します。

※1.ログインID パスワードがメールで確認出来ない場合は、2月2日迄に下記迄ご連絡下さい。

※2.コロナウィルス感染症拡大等の場合には、集合研修は中止する場合がございます。ご了承下さい。

主催：小樽市障がい児・者支援協議会 ふくしいどばた部会

共催：小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば

事務局：福祉いどばた部会（さぽーとひろば・四ツ葉・オリーブ・ぜにぼこ）

お問い合わせ：相談支援事業所ぜにぼこ（0134）61-5311

